

鈴鹿市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付手続きの手引き（令和6年4月以降）

※ この手引きを営業活動等に使用することを禁止します。

この補助金は、合併処理浄化槽の設置費用等の一部を設置者に補助することにより、合併処理浄化槽設置の促進を図り、家庭などから排出される生活排水による川や海などの公共用水域の水質汚濁を防止することを目的としています。

- 申請できる方 個人 及び 自治会に限ります。
- 申請先 営業課（鈴鹿市上下水道局別館 1階）

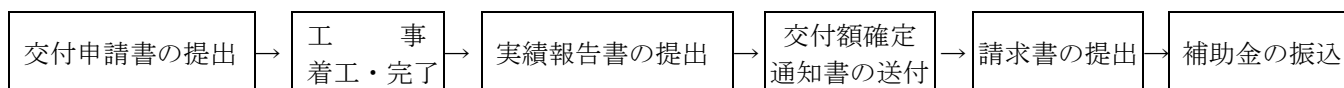
種別	人槽	機能等	建築物等
合併処理浄化槽	5～10人槽	生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90%以上、かつ、放流水のBODが20mg/L（日間平均値）以下のもので、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針について（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合するもの	次のいずれかに該当する建築物等（建売住宅、賃貸を目的とするものを除く。） （1）専ら居住の用に供する住宅 （2）延べ床面積の1/2以上を居住の用に供する建築物 （3）鈴鹿市自治会集会所建築等補助金の交付対象となる集会所

対象区域	設置場所が次の区域を除いた市内の区域 <ul style="list-style-type: none"> ● 公共下水道事業計画区域（認可区域） ● 農業集落排水事業区域 ● 大型合併処理浄化槽の処理対象区域 		
補助金額	区分	基準額	
	(1) 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽に転換する場合（建築確認を要する住宅の建替え、増築又は改築に伴い転換する場合を除く。）における合併処理浄化槽の設置費用	5人槽	255,000円
		6～7人槽	318,000円
		8～10人槽	420,000円
	(2) (1)の場合における下記の区域の合併処理浄化槽の設置費用 ※浄化槽処理を促進する区域(市街化区域のうち事業計画区域以外の区域)	5人槽	330,000円
		6～7人槽	414,000円
		8～10人槽	546,000円
	(3) 新築、建替え等又は既設合併処理浄化槽の更新・改築における合併処理浄化槽の設置費用	5人槽	126,000円
		6～7人槽	159,000円
		8～10人槽	210,000円
(4) (3)の場合における下記の区域の合併処理浄化槽の設置費用 ※浄化槽処理を促進する区域(市街化区域のうち事業計画区域以外の区域)	5人槽	168,000円	
	6～7人槽	207,000円	
	8～10人槽	276,000円	
(5) (1)、(2)の場合における当該単独処理浄化槽の撤去費用		120,000円	
(6) (1)、(2)の場合における当該くみ取り槽の撤去費用		90,000円	

	(7) (1)、(2)の場合における配管費用	60,000 円
	※ただし、それぞれの費用に相当する額(この額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)が基準額を超えない場合は、当該費用の額を補助金額とします。	
その他	※ (1)、(2)、(5)、(6)、(7)については、 <u>単独処理浄化槽又はくみ取り槽の使用を廃止して、合併処理浄化槽を同一敷地内に設置する場合に限り補助対象とします。</u>	
	※撤去費は、廃止された単独処理浄化槽又はくみ取り槽が適切に撤去された場合に補助対象とします。 <u>便槽を埋めて使用不可にする場合は補助対象外とします。</u>	
	※ 補助対象の区域及び市街化区域のうち浄化槽処理を促進する区域については、営業課へ直接お問い合わせください。	
	※予算に限りがあります。予算枠に達し次第受付を終了しますのでお早めに手続をしてください。	

補助金交付申請時の提出書類	実績報告時の提出書類	請求書の提出時
<p>1 新築等において合併処理浄化槽を設置する場合</p> <p>(1) 補助金交付申請書(指定様式)</p> <p>(2) 工場生産浄化槽認定シートの写し</p> <p>(3) 工事請負契約書の写し ※1</p> <p>(4) 設置場所の位置図</p> <p>(5) 建築確認済証の写し</p> <p>(6) 浄化槽調書の写し</p> <p>(7) 平面図・配置図 ※2</p> <p>(8) 登録浄化槽管理票(C票)、登録証</p> <p>(9) 浄化槽法定検査依頼受付書の写し(7条検査)</p> <p>(10) 浄化槽法定検査(11条検査)の継続受検依頼書の写し ※3</p> <p>(11) 浄化槽設備士免状の写し及び浄化槽設備士特別講習修了の写し ※4</p> <p>※1 請負者の契約不適合責任及び実績報告時に必要な書類の提出が明記してあること</p> <p>※2 インバートマス、排水経路が記載されたもの</p> <p>※3 受付印が付されたもの</p> <p>※4 昭和 62 年以前に浄化槽設備士免状の交付を受けた設備士が工事を監督している場合</p>	<p>1 新築等において合併処理浄化槽を設置する場合</p> <p>(1) 実績報告書(指定様式)</p> <p>(2) 工事チェックリスト(指定様式)</p> <p>(3) 浄化槽設置工事写真 ※1 ※2</p> <p>(4) 保守点検及び清掃業務委託契約書の写し</p> <p>※1 ・浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真 (工事前に現地で、本人の顔、工事名の看板が判読できること)</p> <p>・基礎工事の状況写真(栗石地業及びベースコンクリート)</p> <p>・据付状況写真(水張り、水準等による水平確認(水じめ及び突き固め))</p> <p>・浄化槽型式認定の表示が写ったもの(据付工事中)</p> <p>・かさ上げ状況写真(スケールを当てた状態)</p> <p>・ブロワー設置状況写真</p> <p>・工事完了後の写真(コンクリートスラブ敷設状況)</p> <p>※2 工程の説明を記載すること</p>	<p>すべて共通</p> <p>(1)補助金交付請求書(指定様式)</p>
<p>2 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合</p> <p>(1) 上記1の(1)～(4)、(7)～(11)</p> <p>(2) 浄化槽設置届出書の写し</p> <p>(3) 単独処理浄化槽を使用していることを証する書類の写し ※1 ※2</p> <p>※1 保守点検、清掃、法定検査の実施を確認できる書類等の写し</p> <p>※2 建築物の配置等により既設単独処理浄化槽を撤去できない場合はそれが分かる現況写真</p>	<p>2 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合</p> <p>(1) 上記1の(1)～(4)</p> <p>(2) 単独処理浄化槽廃止届出書の写し</p> <p>(3) 浄化槽設置工事費用の領収書等の写し</p>	
<p>3 くみ取り槽から合併処理浄化槽へ転換する場合</p> <p>(1) 上記1の(1)～(4)、(7)～(11)</p> <p>(2) 浄化槽設置届出書の写し</p> <p>(3) くみ取り槽を使用していることを証する書類の写し ※1 ※2</p> <p>※1 し尿くみ取り実施を証する書類、領収書等の写し</p> <p>※2 建築物の配置等によりくみ取り槽を撤去できない場合はそれが分かる現況写真</p>	<p>3 くみ取り槽から合併処理浄化槽へ転換する場合</p> <p>(1) 上記1の(1)～(4)</p> <p>(2) 浄化槽設置工事費用の領収書等の写し</p>	
<p>4 その他提出書類</p> <p>○既設単独処理浄化槽、くみ取り槽の撤去費用の補助を受けようとする場合</p> <p>(1) 見積書の写し ※1</p> <p>※1 清掃費、撤去費、処分費等が記載されたもの</p> <p>○配管費用の補助を受けようとする場合(転換の場合のみ)</p> <p>(1) 見積書の写し ※2</p> <p>※2 配管工事費の明細が記載されたもの</p>	<p>4 その他提出書類</p> <p>○既設単独処理浄化槽、くみ取り槽の撤去費用の補助を受けようとする場合</p> <p>(1) 単独処理浄化槽、くみ取り槽の撤去工事写真 ※1</p> <p>(2) 領収書等の写し ※2</p> <p>(3) 産業廃棄物管理票(マニフェストE票)の写し</p> <p>※1 着手前、作業中、撤去中、完了の写真に工程の説明を記載すること</p> <p>※2 清掃費、撤去費、処分費等が記載されたもの</p> <p>○配管費用の補助を受けようとする場合(転換の場合のみ)</p> <p>(1) 領収書等の写し (明細が記載されたもの)</p> <p>(2) 配管工事写真 ※3</p> <p>※3 着手前、作業中、完了の写真に工程の説明を記載すること</p>	

○ 合併処理浄化槽補助金交付申請手続の流れ



○ 注意事項

- 1 記載事項に変更があった場合は、変更承認申請書（指定様式）を速やかに提出してください。
- 2 交付請求書の請求金額及び振込口座情報の内容に誤りがあった場合、訂正はできません。統廃合による銀行名、支店名等の変更を必ずご確認のうえ、誤りがないようご記入ください。
- 3 実績報告書、交付請求書の提出から補助金が振り込まれるまでには、日数を要します。

4 その他

- (1) 補助金の交付を受けようとする場合には、必ず、着工前（既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽に転換する場合は撤去工事着工前）に交付申請書を提出してください。また、着工及び完成は、申請した年度内（3月31日まで）に行ってください。

※ 当該合併処理浄化槽に対しての補助金の交付は1回限りです。

- (2) 補助の条件に違反した場合等については、補助金の返還等を求めることがあります。

○ 浄化槽設置者の責務（設置後）

浄化槽の設置者は、浄化槽法により、設置後に次の点検、検査等を実施しなければなりません。これらを怠ると罰金等に処せられる場合があります。

(1) 保守点検 浄化槽法第8条及び第10条

(ア) 目的 浄化槽の性能を継続的に安定したものとするため

(イ) 頻度 20人槽以下の合併処理浄化槽は4か月に1回以上

(ウ) 方法 保守点検業者（有資格者）に業務委託して実施してください。保守点検業者は数多くありますので、利便性や価格等により選定してください。

(エ) その他 保守点検結果の記録は3年間保存。市から提出を求めることがあります。

(2) 清掃 浄化槽法第9条及び第10条

(ア) 目的 浄化槽の中に溜まった汚泥のくみ取り等を行い、浄化槽の機能を確保するため

(イ) 頻度 毎年1回以上

(ウ) その他 清掃の記録は3年間保存。市から提出を求めることがあります。

(3) 法定検査 浄化槽法第7条及び第11条

(ア) 目的 設置及び維持管理の状況並びに機能の確認をするため

(イ) 頻度 使用開始後3か月を経過してから5か月以内に設置後等の水質検査（7条検査）1回、その後毎年1回の定期検査（11条検査）

(ウ) 方法 三重県においては、一般財団法人三重県水質検査センターが指定検査機関となっていますので、受検依頼の申込みをしてください。

(エ) その他 市から検査結果の提出を求めることがあります。

浄化槽の機能を維持するため保守点検・清掃を受けましょう

浄化槽法により、浄化槽の放流水には水質基準が定められており、適正に維持管理されていない場合は罰則規定が定められています。

浄化槽は、トイレ、台所、風呂場など家庭から排出された汚れた水を、微生物の働きを利用してきれいにしているため、浄化槽設置後の維持管理（保守点検、清掃）、法定検査が非常に大切です。

浄化槽の維持管理が不十分な場合、微生物の働きが低下し、悪臭の発生、汚れた水の排出につながり、川や海の汚濁の原因となります。

このため浄化槽法では、川や海の環境を守るため、保守点検、清掃、法定検査といった浄化槽の維持管理に関するルールが定められています。

○浄化槽法

- ① 浄化槽の放流水について水質基準が定められています。
- ② 浄化槽の使用を廃止した場合、使用廃止届の提出が必要です。
- ③ 知事は、法定検査を受けていない浄化槽管理者に対して、指導監督ができ、罰則規定（30万円以下の過料）が定められています。

※ 平成18年2月1日以降に設置された浄化槽については、放流水の水質基準がBOD20mg/L（注）以下及びBOD除去率90%以上であると定められています。

※ 法定検査とは、三重県知事の指定検査機関である一般財団法人三重県水質検査センターによる浄化槽の機能を総合的に判断する検査です。

※ 浄化槽の適正な維持管理を徹底するため、知事は、法定検査を確保するために指導・助言をすることができ、かつ、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは勧告・命令をすることができます。その命令に違反した場合には罰則（30万円以下の過料）が適用されることがあります。

（注）BOD：生物化学的酸素要求量といい、水中の有機物による汚濁の程度を示す指標です。

浄化槽補助金についての問合せ先

鈴鹿市上下水道局 営業課

〒510-0253 鈴鹿市寺家町 1170 番地

電話 059-368-1670 FAX 059-368-1685

浄化槽についての問合せ先

鈴鹿地域防災総合事務所 環境室環境課

〒513-0809 鈴鹿市西条五丁目 117 電話 059-382-8675

浄化槽法定検査についての問合せ先

一般財団法人三重県水質検査センター

〒514-0004 津市栄町三丁目 119 電話 059-213-0707

